

白老町の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業 第2弾

町は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況に支障をきたしている事業者に対して下記の支援を行います。

①中小企業等緊急経営支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大による影響から、資金繰りに支障をきたしている本町の飲食業、宿泊業、旅客自動車運送業者を支援するための給付金です。

●給付額

法人は20万円、個人事業者は10万円（口座振り込みのみ）

●給付対象は以下のすべてを満たすことが条件

- (1) 令和2年1月以前から白老町内に事業所を有して売り上げを得て、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- (2) 営利を目的として飲食業、宿泊業、旅客自動車運送業のいずれかの事業を現に継続して営んでいる商工業者であって、その事業の売上高が総収入（公的年金を除く）の50%以上を占めていること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～5月までのいずれかの月における(2)の事業の売上高が前年同月比で20%以上減少していること。（やむを得ない事由で前年同月に休業していた場合は、前々年同月と比較します。また、令和元年6月以降に創業した事業者の場合は、創業月から令和2年1月までのいずれかの月と比較します）
- (4) 代表者等が、反社会的勢力や関連事業者でないこと。

●受付期間など

- (1) 申請期間：令和2年5月8日(金)～6月30日(火)
- (2) 受付時間：10時～17時（土日・祝日を除く）

②小規模事業者持続化補助金支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている小規模事業者が、国の令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金（一般型）（以下「国補助金」という）を活用して販路開拓等に取り組む場合、自己負担の一部を白老町が町商工会を通じて補助することにより、その事業継続を支援するものです。

●補助金額

- (1) 補助率：補助対象経費の1/12以内
- (2) 補助上限額：62,500円（共同申請の場合は、事業者数倍）

例：販路開拓等に要する経費が75万円の場合、自己負担は6分の1の12万5千円となります（国補助金が2/3の50万円、道が1/12の6万2,500円、町が1/12の6万2,500円）

※本来、25万円の自己負担（1/3）が、道と町の補助で、12万5千円（1/6）に軽減。

※北海道からの補助を受けるためには、別途申請が必要となります。

●補助対象

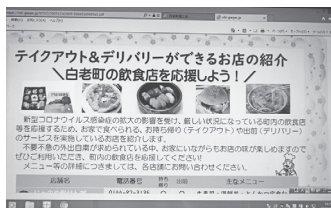
- (1) 国補助金の交付決定を受けている小規模事業者のうち、「新型コロナウイルス感染症加点」の付与を希望した者。
- (2) 白老町内に事業所を有する者であること。
- (3) 町税等の滞納がない者であること。

申請・問い合わせ先 白老町商工会 しらおい経済センター内 ☎82-8214

地元飲食店の応援をしよう！

白老商工会&しらおいナビ

新型コロナウイルス感染予防による自粛で負担が大きくなってきている家庭の食事準備や、客足が激減した町内飲食店の支援の一助にと、白老町商工会はテイクアウト（お持ち帰り）&デリバリー（出前）サービスを行っている町内事業者の情報をホームページで紹介している。また、インターネット



で白老の情報を発信し続け人気の高い個人ブログ「しらおいナビ」（大江智子さん運営）も4月下旬から、全国の他地域でも盛んに行なわれている「#白老エール飯」を展開。一人一人が町内の飲食店でおいしいものを食べてSNSにアップしています。皆さんで地元飲食店の応援を！

テイクアウト & デリバリー

